

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年6月19日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票を可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

## 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 1 国名：ベトナム 担当：経済基盤開発部  
案件名：ハノイ再開発推進プロジェクト（円借款附帯プロジェクト）詳細計画策定調査（駅前周辺開発／交通施設計画）

1 今回契約予定のコンサルタント  
駅前周辺開発/交通施設計画 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年7月下旬から2013年8月下旬まで  
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M  
駅前周辺開発／交通施設 5 14 6 1.02  
（国内：0.55M/M、現地：0.47M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：7月3日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- |                    |   |
|--------------------|---|
| ア 業務方針の的確性         | 3 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等    | 6 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 1 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：駅前周辺開発/交通施設計画          |    |
| (ア) 類似業務の経験                   | 45 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 9  |
| (ウ) 語学力                       | 18 |
| (エ) その他 学位、資格等                | 18 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)  
対象国/地域：ベトナム/全途上国  
類似業務：駅前周辺開発/交通施設計画に係る各種調査

6 条件

補強は認めない。  
参加資格のない社等：なし。

7 業務の背景と目的

ベトナム国の首都ハノイでは、近年の経済発展に伴い、都市と地方との経済格差が顕著化し、都市への人口流入と都市の無秩序な拡大がおきている。このような急激な都市化に対しインフラの整備が追いついていないことから、住環境の悪化や、交通渋滞、交通事故の多発等様々な問題が顕在化、かつ深刻化してきている。こうした問題に対応するため、JICAは2004～2007年に「ハノイ市総合都市開発計画調査」を実施し、ハノイ市の将来の都市開発戦略を策定した。同調査では、主要なサブセクターの一つとして都市交通開発戦略が策定され、急速に拡大する交通需要への対策として、都市大量高速輸送システム（Urban Mass Rapid Transit以下、UMRT）を導入し、4路線の都市鉄道整備に係る事業計画が提案された。かかる提案を受け、我が国は、2008年3月に「ハノイ市都市鉄道整備事業（1号線）（E/S）」、2009年3月に「ハノイ市都市鉄道建設事業（ナムタンロン - チャンフンダオ間（2号線））（I）」にかかる円借款供与を決定し、ハノイ市中心部のUMRT開発を支援中である。

上記円借款事業の事業効果促進のため、JICAは、2009年に円借款付帯プロジェクト「ハノイ市におけるUMRTの建設と一体となった都市開発整備計画調査」（the Project on Integrated UMRT and Urban Development for Hanoi in Vietnam 以下、HAIMUD）を実施した。HAIMUDでは、円借款事業として詳細計画が策定されている1号線、建設が進む2号線における主要駅の関連施設の整備計画が策定されたものの、調査の重点は「駅の路線間の連結性確保のための施設」「駅周辺の商業施設の開発や住宅・居住地区開発」などに充てられ、加えて調査項目は広範囲となっていたため、「他交通手段との連結性を高めるための駅関連施設」については事業実施につながる十分な結果を求めていなかった。

鉄道事業における最も基本的な事業効果は「利用客数」であるが、その最大化を図るうえでの最重要課題は、他交通手段（徒歩、バス、バイク、自動車等）との連結性を高め、モーダルシフトを促すことである。しかし、HAIMUDの調査結果が概念だけになったことから、ハノイ市1号線及び2号線の各駅においては、現時点に至っても、他交通手段

との連結性確保のための関連施設の整備の目的は立っていない。このため、実際の施設計画、都市計画に反映するためのより詳細な設計が必要となっている。

以上の背景により、本プロジェクトは、我が国の都市再開発事業の経験等も生かし、上記制約を踏まえ、モーダルシフトを促進するためのハノイ市UMRTの駅周辺の再開発計画を実現化するための実行可能な計画を策定し、施設計画、都市計画に反映するためにより詳細な設計を行うとともに、ハノイの実情に適した実施に向けた体制（制度含む）の構築を支援することを目的として実施する。

本調査は、これまで実施してきた基礎情報収集調査の結果について必要に応じて情報更新等を行い、プロジェクトの背景及び内容を再確認し、カウンターパートであるハノイ市との議論及び現地調査を通じて、本格調査の協力計画（案）を策定するとともに事業事前評価表に係る情報収集を目的として実施するものである。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員は、他の団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[ 駅前周辺開発 / 交通施設計画 ]

### (1) 国内準備期間（2013年7月下旬）

- ア 要請背景・内容の把握、担当分野に係る開発関連既存資料・情報を収集し、レビューを行う。
- イ 「ハノイ市総合都市開発計画調査」、「ハノイ市におけるUMRTの建設と一体となった都市開発整備計画調査」（HAIMUD）、及び基礎情報収集調査等の関連既存調査のレビューを行う。
- ウ 担当分野に係る調査方針案を検討する。
- エ 担当分野に係る調査行程、調査手法、資料入手方法を検討し、説明用資料(案)(英文及び和文)を作成する。
- オ 担当分野に係るベトナム関係機関、他ドナー等に対する質問票(案)(英文及び和文)を作成する。なお、基礎情報収集調査報告書を参考に必要な機関を絞り込み効率的に行うようにすること。
- カ 調査報告書（案）の目次構成を検討する。
- キ 担当分野に係る対処方針（案）、R/D（案）、事前評価表（案）を検討する。
- ク 詳細計画策定調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間（2013年7月下旬～8月上旬）

- ア JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- イ ハノイ市との協議（日本側のプロジェクトに係る説明・協議、R/D協議を含む）及び現地調査に参加する。
- ウ 「ハノイ市総合都市開発計画調査」、「ハノイ市におけるUMRTの建設と一体となった都市開発整備計画調査」（HAIMUD）及び「ハノイ市都市鉄道建設事業」（1号線及び2号線）等の関連既存調査の実施コンサルタント等及びC/P/Iにヒアリングし、現況に係る情報の収集・分析を行う。
- エ HAIMUDで洗い出された各駅前の必要な施設について、再レビューを行い本格調査に含めるべきTORの検討を行う。
- オ 担当分野に係る以下の事項について現状を把握し、資料・情報を収集する。なお、HAIMUD等で整理されたところについては、その内容を参考の上、最新情報に更新し対応するものとする。
  - （ア）ハノイ市における交通状況
  - （イ）他の交通手段から鉄道へのモーダルシフトの課題の把握、要因分析
  - （（ア）（イ）については本格調査において詳細を確認するため本調査では本格調査のTOR案作成のための調査とする）
  - （ウ）1号線及び2号線の各駅における駅前開発計画の進捗状況
  - （エ）駅舎整備と駅前開発の現況、ハノイ市、他ドナー等の取り組み状況
  - （オ）1号線及び2号線の各駅における駅前開発計画策定に関する課題の確認、及びHAIMUDで整理された必要な施設等の建設課題
  - （カ）ハノイ市及び関係機関（運輸省、国鉄等）等の駅前・都市開発の実施体制（組織、予算、人員、担当業務等）
  - （キ）駅前開発にかかる都市計画制度の整備（関連法制度含む）、方針、運用、計画策定、実施能力の現状
  - （ク）本格調査で作成する駅前開発計画を事業につなげるための方法及び実効力を担保するための実施体制の

必要性検討

- カ 本格調査内容（案）を検討する。
  - キ 本格調査での現地再委託のTOR（案）検討及びローカルコンサルタントに関する情報収集（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）を行う。
  - ク 調査全体の情報収集の取りまとめに協力する。
  - ケ RD締結に協力する。
  - コ 担当分野に係る現地調査結果をJICAベトナム事務所等へ報告する。
- ### (3) 帰国後整理期間（2013年8月中旬）
- ア 収集資料の整理・分析を行い、収集資料のリストを作成し、質問票回答の取りまとめを行う。
  - イ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成し、全体の取りまとめに協力する。
  - ウ 事前評価表（案）の作成に協力する
  - エ 担当分野に係る本格調査への提言（実施手法、留意点等）
  - オ 帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

## 9 成果品等

本業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下の通り。なお、本契約における成果品は(2)詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野)とする。

### (1) 業務計画書

契約約款第2条及び附属書「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。

和文2部(JICA経済基盤開発部、JICAベトナム事務所)

### (2) 詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野)

和文2部(JICA経済基盤開発部、JICAベトナム事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

## 10 特記事項

### (1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含めず、JICAより別途支給します。(見積書の旅費欄には0円と記載下さい。)

### (2) プロポーザル提案事項

特になし

### (3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA経済基盤開発部平和構築・都市・地域開発第一課( :03-5226-2286)にて閲覧できます。

また、一部報告書はJICA図書館で閲覧・ダウンロードが可能です。

### (4) 必要予防接種 無

### (5) その他

調査団員構成

### (ア) 総括(JICA)

### (イ) 協力企画(JICA)

### (ウ) 駅前周辺開発/交通施設計画(コンサルタント)

・本コンサルタント団員は、他の団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定している。

・現地にて通訳(英語 ベトナム語)の備上を予定している。

・現地調査期間は、2013年7月28日～2013年8月10日を予定している。

### (6) JICA側便宜供与内容